

議案第75号

白岡市職員定数条例の一部を改正する条例

白岡市職員定数条例（昭和29年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「304人」を「317人」に改め、同項第3号中「60人」を「54人」に改め、同項第9号中「30人」を「23人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる職員は、前項各号に掲げる職員の定数外とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（第292条において準用する場合を含む。）の規定により、他の地方公共団体に派遣している職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により、休職を命じられている職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により、育児休業をしている職員
- (4) 白岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成19年白岡町条例第21号）第2条第1項の規定により、公益的法人等に派遣している職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

行政組織の改編に伴い、職員配置の見直しを図るとともに、安定した行政運営を遂行する職員体制を確保するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。